

事務事業評価に関する基本方針

令和7年6月

小 鹿 野 町

目 次

1	目的	2
	(1) 成果を重視した町政の推進	
	(2) 限られた財源及び人材の効果的かつ効率的な活用	
	(3) 町民に対する説明責任の履行	
	(4) 職員の意識改革の推進	
2	事業評価の取り組み方法	2
	(1) 評価の仕組み	
	(2) 評価の種類	
3	評価の実施方法	4
	(1) 評価対象事業	
	(2) 評価指標の設定と評価	
	(3) 定性評価	
	(4) 評価の視点	
	(5) 評価方法	

1 目的

小鹿野町行政改革大綱の基本理念である『簡素、効率的で信頼される行政システムの確立』を推進するため、町の政策及び施策を構成する事務事業に関する評価を実施するものです。

(1) 成果を重視した町政の推進

事務事業の成果を町民の視点で検証し、適切な見直しや再構築、廃止等（以下「見直し等」という。）を進めることにより、成果を重視した行財政運営を推進します。

(2) 限られた財源及び人材の効果的かつ効率的な活用

全国的な物価高騰、社会経済情勢や町民のニーズの変化を踏まえ、事務事業の見直し等を積極的に実施することにより、財源や人材の効果的かつ効率的な配分及び配置を進め、町民が真に必要とする事務事業の選択と重点化を図ります。

(3) 町民に対する説明責任の履行

事務事業の執行にあたっての目的や目標、成果等を明らかにすることにより、町民に対する説明責任を積極的に果たします。

(4) 職員の意識改革の推進

事務事業評価作業を通じ、前各号に規定する目的の達成を始めとした職員の意識改革と関係各課の連携強化を推進します。

2 事業評価の取り組み方法

(1) 評価の仕組み

事務事業評価は、評価を数値化し、簡素でわかりやすい方法の導入と実施によって定着を図り、段階的に行政評価への拡大を目指すものです。評価事業の結果は、各課所の実施計画等（策定、検証、進行管理等）への活用と、オータムレビューや次年度の予算編成へ反映させます。

(2) 評価の種類

行政活動のレベルは、総合計画に基づいた政策体系上から、大きく「政策」、「施策」、「事務事業」に区分され、各レベルにおける「政策評価」、「施策評価」、「事務事業評価」と、行政活動を包括的に評価する「行政評価」があります。

- ① 政策とは、特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり
- ② 施策とは、政策における基本的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、政策を実現するための具体的な方策や対策
- ③ 事務事業とは、政策や施策についての具体的な方策や対策を具現化するため、個々の行政手段として行政活動の基礎的な単位となるもの

3 評価の実施方法

(1) 評価対象事業

評価の対象とする事務事業は「総合振興計画の主要事業」、「まち・ひと・しごと総合戦略に関連する事業」を対象とします。

(2) 評価指標の設定と評価

事務事業の目的を把握した上で、事務事業の現状がどういう状況にあるのか具体的かつ客観的に把握するためには、『その現状を明確に数値化』し、誰が見ても明らかな状態にすることが重要であり、この数値化を行う作業が評価指標の設定となります。

事務事業を実施する上で、それぞれの事業において各年度で評価指標（K P I）を設定し、総合戦略で定める目標達成指標（K G I）評価を行います。

(3) 定性評価

事務事業評価では、まず評価する事務事業が「目的を明確にし、何(誰)を対象として、何のために行われているのか。」を明らかにし、その目的を達成するための事務事業の実施について「妥当性（目的）」「町民ニーズ（誰のため）」「必要性（何のため）」「効果性」「優先度」を数値化で評価し、総合的かつ具体的な評価を行います。

(4) 評価の視点

① 事業妥当性評価(目的)

事務事業を上位目的である施策や政策、根拠法令等と照合し、自治体を実施する必要性を踏まえ、目的（対象・意図）等が現状のままで適切かどうかを事業の存続に関わる視点で検証するもので、この評価が低い場合は、存続や対象、関与形態を検討することになります。

ア 政策体系との整合性 事務事業の目的（対象・意図）が政策体系に結びついているのか。

イ 公共関与の妥当性 事務事業を町が実施すべきなのか、実施しなければならぬのか。

ウ 対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から勘案し、対象と意図を見直す必要はあるのか。

② 町民ニーズ評価（必要性）

町民の生活、福利厚生の上に帰属する事業であるか評価します。

ア 町民の生活に直結し、意見や要望等ニーズに基づき、満足度の向上や利便性、公平性の向上を図ることができたか。

イ 町民アンケートやデータ等根拠に基づくものであるか。

③ サービスの向上（生活保障）

町民の生命財産の保証や安心安全な生活を確保するために、必要不可欠な事業であるかについて評価します。

ア 生活するうえで必要不可欠な事業であり、このサービスがなくなることによって生活を脅かされる可能性があるなど、サービス自体が同じような重複する事業がある等の見直しも含め検討。

イ 類似する事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ事業がほかにあるか、ある場合は統合・連携等の可能性はあるのか。

④ 効率性評価（目標達成）

設定した評価指標に対して実績値がどれくらいの割合で達成したかを評価します。

⑤ 優先度評価（緊急性）

施策の位置づけ、事業内容の優先順位やコスト縮減などを考慮し各事業の優先度を評価します。

ア 他の事務事業と比較し、優先させるべき事業であったか。

イ 目標達成に必要な事業の成果向上に重点をおいたか。

ウ 事業の優先順位を付けることで、コスト縮減を図ることができるか。

(5) 評価方法

事務事業評価シートの作成により、当該事務事業の担当者による自己評価及び所管課所長による内部評価（一次評価・二次評価）を行い、内部評価実施後、行革改革推進委員会委員による外部評価を経た上で、町長による総合評価を行います。

① 内部評価

事務事業評価一次評価の実施にあたっては、担当職員による5項目の定性評価に基づき改善策等含め評価検証します。二次評価については、担当課長による評価とし、一次評価と同様に評価検証するものとします。

② 外部評価

内部評価を実施した後、行政改革推進委員会委員による評価を受けます。各事業における実施の妥当性や必要性について意見を聴取します。

③ 総合評価

内部審査、外部審査を踏まえ予算編成や政策、施策レベルの方針や方向性を全庁的な視点で町長が評価します。

評価の段階		評価者	評価の視点等
内部評価	一次評価	事務事業担当者	・事務事業の目的や成果等について妥当性、ニーズ、サービスの向上、効果性、優先度に関する検証・評価 ・改善策等の検討
	二次評価	所管課所長	
外部評価		行政改革推進委員会	・内部評価結果を踏まえ、町民（納税者）としての視点から評価
総合評価		町長	・内部評価及び外部評価の結果を勘案し、予算編成や政策・施策レベルの方針や方向性、行財政基盤強化など全庁的な視点から評価